

高齢者向け住宅を設置運営している（予定の）事業者の方へ

高齢者を入居させ、食事の提供や健康管理等を行う場合は、有料老人ホームとして届出が必要です。（老人福祉法第29条）

① どんなサービスを行ったら有料老人ホームになるの？

- ・ 入浴、排せつ又は食事の介護
- ・ 食事の提供
- ・ 洗濯、掃除等の家事
- ・ 健康管理



いずれかの1つでもサービスを行ったら有料老人ホームに該当します。

② 高齢者以外の人も入居しているけど有料老人ホームになるの？

入居要件を高齢者に限らず、高齢者以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームに該当しません。ただし、入居要件では高齢者以外も可としつつ、意図的に高齢者を集めて入居させていたり、施設の一部は高齢者専用としている場合は有料老人ホームに該当します。

③ 住宅を提供する事業所とサービスを行う事業所が違う場合も有料老人ホームになるの？

事業所が別々でも、両者が委託関係にあたり、同じ法人が経営するなど、経営上の一体性が客観的に認められれば、有料老人ホームに該当します。

④ 木造で入居者1名でも有料老人ホームになるの？

建物構造や規模の大小、名前に関係なく、①のサービスを行う場合は有料老人ホームに該当します。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅として登録した場合も有料老人ホームの届出が必要な？

サービス付き高齢者向け住宅として登録した場合でも、①のサービスを行う場合は有料老人ホームに該当しますが、有料老人ホームの届出は必要ありません。

★届出様式等は福岡県のホームページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/welfareforseniorcitizen-shiryu.html>

※所在地が北九州市、福岡市、久留米市の場合は、それぞれの市にご確認ください。

提出・問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県保健医療介護部介護保険課指定係

電 話 092-643-3322

アドレス k-unei@pref.fukuoka.lg.jp